

首都圏中央連絡自動車道
酒蔵高架橋橋梁基本詳細設計

特記仕様書（案）

令和8年 8月

東日本高速道路株式会社
関東支社 千葉工事事務所

第 1 章 総則

1-1 調査等概要

1-1-1 調査等名 首都圏中央連絡自動車道 酒蔵高架橋橋梁基本詳細設計

1-1-2 路線名 一般国道 126 号（首都圏中央連絡自動車道）

1-1-3 履行箇所 自) 千葉県山武市戸田
至) 千葉県東金市丹尾

1-1-4 主な履行内容

対象橋梁名	設計種別	工種・細目・名称	数量	構造物名
—	現地踏査		1 式	
丹尾高架橋	橋梁一般図作成		1 案	
	上部工基本設計	鋼 4 径間連続鈑桁橋	1 連	
	下部工詳細設計	橋台設計 既設橋台補強設計	2 基	A1,A2
		橋脚設計 柱式橋脚	3 基	P1~P3
	基礎工詳細設計	基礎工設計 鋼管ソイルセメント杭	3 基	P1~P3
	動的解析		1 連	
	橋梁概略形式検討		1 橋	
滝高架橋	橋梁一般図作成		1 案	
	上部工基本設計	鋼 2 径間連続鈑桁橋	1 連	
	下部工詳細設計	橋台設計 既設橋台補強設計	2 基	A1,A2
		橋脚設計 柱式橋脚	1 基	P1
	基礎工詳細設計	基礎工設計 大口径深礎杭	1 基	P1
	橋梁概略形式検討		1 橋	
滝台橋	橋梁一般図作成		1 案	
	上部工基本設計	鋼単純箱桁橋	1 連	
	下部工詳細設計	橋台設計 既設橋台補強設計	2 基	A1,A2
	橋梁概略形式検討		1 橋	
酒蔵高架橋	橋梁一般図作成		1 案	
	上部工基本設計	PRC8 径間連続箱桁橋	1 連	
	下部工詳細設計	橋台設計 既設橋台補強設計	2 基	A1,A2
		橋脚設計 柱式橋脚	7 基	P1~P7
	基礎工詳細設計	基礎工設計 鋼管ソイルセメント杭	7 基	P1~P7
	仮設構造物設計	土留工（深さ 8m 未満）	2 箇所	P3,P7
	動的解析		1 連	
	橋梁概略形式検討		1 橋	

対象橋梁名	設計種別	工種・細目・名称	数量	構造物名
戸田高架橋	橋梁一般図作成		1 案	
	上部工基本設計	鋼 7 径間連続鈑桁橋	1 連	
	下部工詳細設計	橋台設計 既設橋台補強設計	2 基	A1,A2
		橋脚設計 柱式橋脚	6 基	P1～P6
	基礎工詳細設計	基礎工設計 鋼管ソイルセメント杭	6 基	P1～P6
	仮設構造物設計	土留工（深さ 8m以上）	3 箇所	P4～P6
	動的解析		1 連	
	橋梁概略形式検討		1 橋	

1－2 適用する共通仕様書

契約書第 1 条に規定する「調査等共通仕様書」（以下「共通仕様書」という。）は、令和 7 年 7 月版とする。

1－3 テクリスへの登録

本業務は、「調査等における余裕期間制度」を適用しており、共通仕様書 1－1 2－4 「テクリスへの登録」の規定によらず、以下のとおりとする。

受注者は、受注時または変更時において請負金額が 1 0 0 万円以上の調査等について、業務実績情報システム（以下「テクリス」という。）に基づき、受注・変更・完了・訂正時に業務実績情報として作成した「登録のための確認のお願い」をテクリスから監督員宛に電子メールを送信し、監督員の確認を受けた上で、以下の期限までに登録機関に登録申請しなければならない。ただし、登録期限には、土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律に定める国民の祝日（以下「休日等」という。）及び共通仕様書 1－3 「日数等の解釈」に規定する日数は含まない。

- （1）受注時は、受注者が設定した業務の始期から 1 5 日以内
- （2）登録内容の変更時は、変更があった日の翌日から 1 5 日以内
- （3）完了時は、完了届提出日の翌日から 1 5 日以内

また、登録機関発行の「登録内容確認書」は、テクリス登録時に監督員にメール送信される。なお、変更時と完了時の間が 1 5 日間に満たない場合は、変更時の登録申請を省略できるものとする。

当該業務において調査基準価格を下回る金額で落札した場合、テクリスに業務実績情報を登録する際は、「低価格入札」にチェックした上で、「登録のための確認のお願い」を作成し、監督員の確認を受けること。

また、本業務の完了後において訂正または削除する場合についても同様に、テクリスから受注者にメールを送信し、速やかに発注者の確認を受けた上で、登録機関に登録申請しなければならない。

なお、テクリス登録に要する費用は受注者の負担とする。

1-4 履行期間

本業務は、共通仕様書 1-1-3「着手日等」の規定によらず、受注者の円滑な業務執行体制の確保を図るため、事前に技術者確保等の準備を行うことができる全体履行期間及び余裕期間を設定した業務であり、発注者が示した全体履行期間内（業務完了期限までの間）で、受注者が業務の始期（業務着手日）及び終期（業務完了日）を任意に設定することができる。なお、契約上の履行期間は、契約保証取得の日の翌日から受注者が設定した業務の終期までの期間とする。

余裕期間内は、管理技術者、照査技術者又は現場作業責任者を設置することを要しない。また、業務着手以外の業務のための準備を行うことができるが、現地踏査や打合せを行ってはならない。

なお、余裕期間内に行う準備は受注者の責により行うものとする。

受注者は、落札者決定から 10 日以内に、履行期間通知書（本特記仕様書様式一 2）により、業務の始期及び終期を発注者へ通知しなければならない。

余裕期間（業務着手期限）：契約保証取得の日の翌日から 120 日間（まで）

全体履行期間（業務完了期限）：契約保証取得の日の翌日から 840 日間（まで）

1-5 資料の貸与

共通仕様書 1-1-5-1 及び共通仕様書 5-2-3「資料の貸与」に基づく貸与資料は、下表のとおりとする。なお、履行期間中業務においては貸与予定日であり、変更がある場合は別途監督員より通知する。

貸与資料	調査等業務名	貸与予定日	備考
報告書	首都圏中央連絡自動車道 酒蔵高架橋土質地質調査	契約締結の日の翌日より 7 日以内	電子成果品
報告書	首都圏中央連絡自動車道 本郷矢部高架橋土質地質調査	契約締結の日の翌日より 7 日以内	電子成果品
報告書	首都圏中央連絡自動車道 松尾横芝IC～東金JCT 間路線測量	契約締結の日の翌日より 7 日以内	電子成果品
報告書	首都圏中央連絡自動車道 東金～松尾横芝間（四車線化）橋梁一般図作成	契約締結の日の翌日より 7 日以内	電子成果品

※上記の日数は土曜、日曜、国民の祝日に関する法律に定める国民の祝日、12月29日から翌年1月3日まで、夏期休暇（3日）を除く。

1-6 受注者相互の協力

共通仕様書 1-20「受注者相互の協力」に示す、隣接又は関連の調査等業務については、下表のとおりとする。なお、下表は現時点のものであり、変更が生じた場合は監督員より通知する。

調査等業務名	履行期間	受注者	発注機関
首都圏中央連絡自動車道 本郷矢部高架橋橋梁基本詳細設計	未定	未定	東日本高速道路(株)
首都圏中央連絡自動車道 松尾横芝 IC～東金 JCT 間道路詳細設計	未定	未定	東日本高速道路(株)

1-7 発注者または監督員が行う協議

発注者または監督員が行う協議で本業務に関連する主な施設及び管理者、必要な協議の有無並びに協議の完了予定時期は、下表のとおりとする。

なお、本項目に記載する協議は、受注者が共通仕様書 1-16「関係官公署及び関係会社への手続き」に従って行う協議以外である。また、本業務の検討内容に応じて必要な協議の有無並びに完了予定時期を変更する場合がある。

(1) 道路関係

位置	路線名	管理者名	必要な協議	協議完了予定時期
STA 320+20 付近	国道 409 号	千葉国道事務所	滝台橋の上部工施工時の近接施工のため迂回等計画時は協議必要	未定
STA 289+90 付近	千葉県道 119 号 (東金源線)	山武土木事務所	酒蔵高架橋の上部工施工時の近接施工のため迂回等計画時は協議必要	未定
STA 232+38 付近	町道桜町・寺下線	山武市	戸田高架橋の上部工施工時の近接施工のため迂回等計画時は協議必要	未定
STA 230+00 付近	千葉県道 118 号 (成東山武線)	山武土木事務所		未定

(2) 河川、水路関係

位置	河川・水路名	管理者名	必要な協議	協議完了予定時期
STA 230+85 付近	二級河川境川	山武土木事務所	流末協議	未定
STA 291+35 付近	二級河川真亀川	山武土木事務所	流末協議	未定

1－8 計画工程表

1－8－1 計画工程表の記載事項

共通仕様書 1－1 4－1 「作業計画書の提出」(2) に示す作業計画書中の計画工程表（本特記仕様書様式－1）の作成にあたっては、下記の項目ごとに作業完了時期を明示し提出するものとする。ただし、記載する項目は監督員と受注者との協議の上変更することができるものとする。計画工程表は本特記仕様書 1－5 「資料の貸与」に示す資料の貸与時期、本特記仕様書 1－7 「発注者または監督員が行う協議」に示す協議完了予定時期、共通仕様書 1－9－3 「照査の実施」に基づく照査の実施時期、及び共通仕様書 1－2 2 「打合せ」に規定する打合せの実施時期についても十分検討の上作成するものとし、これらの事項は計画工程表に記載するものとする。

設計種別	対象構造物	項目	備考
現地踏査	丹尾高架橋		
	滝高架橋		
	滝台橋		
	酒蔵高架橋		
	戸田高架橋		
橋梁一般図作成	丹尾高架橋	設計計画	
	滝高架橋	図面作成	
	滝台橋		
	酒蔵高架橋	計画概要書の作成	
上部工基本設計	丹尾高架橋	設計計算	鋼 4 径間連続鈑桁橋
		構造一般図作成	
		図面作成	
		数量計算	
	滝高架橋	設計計算	鋼 2 径間連続鈑桁橋
		構造一般図作成	
		図面作成	
		数量計算	
	滝台橋	設計計算	鋼単純箱桁橋
		構造一般図作成	
		図面作成	
		数量計算	
	酒蔵高架橋	設計計算	PRC8 径間連続箱桁橋
		構造一般図作成	
		図面作成	
		数量計算	
	戸田高架橋	設計計算	鋼 7 径間連続鈑桁橋
		構造一般図作成	
		図面作成	
		数量計算	

設計種別	対象構造物	項目	備考
下部工・基礎工詳細設計	丹尾高架橋 滝高架橋 滝台橋 酒蔵高架橋 戸田高架橋	構造一般図	橋台設計 逆 T 式橋台
		設計計算、線形計算	
		図面作成	
		数量計算	
	丹尾高架橋 滝高架橋 酒蔵高架橋 戸田高架橋	構造一般図	柱式橋脚 (張出有)
		設計計算、線形計算	
		図面作成	
		数量計算	
	丹尾高架橋 滝高架橋 酒蔵高架橋 戸田高架橋	構造一般図	基礎工設計
		設計計算、線形計算	
		図面作成	
		数量計算	
仮設構造物設計	酒蔵高架橋	設計計算	土留工（深さ 8m 未満）
		図面作成	
		数量計算	
	戸田高架橋	設計計算	土留工（深さ 8m 以上）
		図面作成	
		数量計算	
橋梁概略形式検討	丹尾高架橋 滝高架橋 滝台橋 酒蔵高架橋 戸田高架橋		

1-8-2 計画工程表に基づく作業状況の報告

受注者は共通仕様書 1-2-2「打合せ」に規定する打合せの実施時に、作業の実施状況を計画工程表に記載した上で監督員に報告をするとともに、共通仕様書様式第 1-4 号「調査等打合簿」に添付するものとする。

なお、受注者は前項で規定した完了時期が著しく変更となる場合は、共通仕様書 1-1-4-3「変更作業計画書」に基づき変更計画工程表を監督員に提出するものとする。また、その結果調査等内容の変更が生じる場合の取扱いを受注者と監督員とで協議の上決定するものとする。

1-9 打合簿の作成及び提出について

受注者による共通仕様書 1-2-2「打合せ」に規定する調査等打合簿の監督員への提出は、打合せ後 7 日以内（休日等を除く）に監督員に提出するものとする。

また、監督員は受注者より提出のあった調査等打合簿を受領後 7 日以内（休日等を除く）に受注者へ返送するものとする。

1-10 工事記録情報の作成及び提出について

- (1) 共通仕様書 1-44-1 「工事記録情報」に規定する「工事記録作成要領」は令和 6 年 7 月版とする。
- (2) 受注者は工事記録収集システムへデータ入力完了後、「工事記録作成要領」に従って「工事記録情報 完了届」(本特記仕様書様式-3)を調査等完了届提出予定の 2 週間程度前までに監督員に提出するものとする。その後入力データの照査を受け、監督員が発行する「工事記録情報 チェック結果票」にて照査結果の通知を受けるものとする。照査の結果修正が生じた場合は、監督員の指示に従い速やかに修正を行うものとする。
- (3) 工事記録収集システムに関する問合せ先は、東日本高速道路(株)関東支社に常駐する「保全情報管理員」とし、氏名等については別途監督員より通知する。

1-11 三者協議会について

本調査等の成果による発注工事(以下「予定工事」という。)において、監督員及び受注者並びに予定工事の請負人が協働して、設計の理念及び意図に関わる理解を深め、適切な工事目的物の完成に資するよう技術情報の確認及び交換を行うことを目的として「予定工事の品質確保を推進する設計施工協働連絡会議(以下「三者協議会」という。)」を開催する場合がある。

三者協議会の実施は、本調査等業務の受渡し後に別途監督員、予定工事の請負人および受注者とで協定を結ぶものとする。受注者の三者協議会の参加に要する費用については、協定する協定書によるものとする。

なお、本条項の記載により受注者の三者協議会の参加を義務付けるものではない。

1-12 ウィークリースタンスの取組み

ウィークリースタンスの取組みとは、受発注者間における仕事の進め方として、一週間における受発注者間相互のルールや約束事、スタンスを目標として定め、計画的に業務を履行することにより、業務環境等を改善し、より一層魅力ある仕事、職場の創造に努めることを目的とした取組みであり、本業務において積極的に取組むこととする。

取組み内容は、契約締結後の打合せにおいて監督員と受注者との協議の上実施する取組み事項を定め、工事打合簿を作成し相互に確認するものとする。

あらかじめ定めた取組み事項を実施できない事象が生じた場合の取扱いについては、その都度監督員と受注者と協議の上定めるものとする。

第2章 業務細部に関する事項

2-1 業務の内容

本業務は、首都圏中央連絡自動車道における4車線化計画中である本線について、施工環境や現地状況等を踏まえた橋梁形式の比較検討を行い、最も適切な橋梁・構造・スパン割等の選定を目的に行うものである。さらに、橋梁一般図作成の成果に基づき、上部工の基本詳細設計、下部工及び基礎工の詳細設計並びに仮設構造物設計を行うものである。

そのため、本特記仕様書2-3-2「基本詳細設計」は、既往設計に基づく見積り上の条件明示であり、設計条件並びに橋梁形式を指定・拘束するものではない。

設計にあたっては、共通仕様書5-7-3「基本設計」、5-7-4「詳細設計」を適用する。

2-2 適用すべき諸基準

共通仕様書5-2-1「適用すべき諸基準」に下表を追加する。

名称	発行元	発行年月日
道路橋示方書・同解説Ⅰ～Ⅴ	(社)日本道路協会	平成24年3月
高耐久道路の建設に向けたガイドライン	東日本高速道路(株)	令和2年12月

2-3 構造物設計

2-3-1 橋梁一般図作成

橋梁一般図作成は次に示すとおり行うものとする。

橋梁名	橋長 (m)	地形条件
丹尾高架橋	212.0m	平地部
滝高架橋	84.0m	山地部
滝台橋	42.6m	平地部
酒蔵高架橋	288.0m	平地部
戸田高架橋	319.0m	平地部

2-3-2 基本詳細設計

基本詳細設計とは、橋梁一般図作成の成果に基づき形式決定がされた構造物について、上部工の基本詳細設計並びに下部工、基礎工の詳細設計を実施することをいう。

なお、形式決定の結果により、設計条件等が変更となった場合の費用については、別途監督員と協議する。

(1) 設計条件

本業務の設計条件は、次のとおりとする。

- (1) 道路規格 第1種 第2級 B規格
- (2) 設計速度 $V = 100 \text{ km/h}$
- (3) 車線数 1方向、2車線
- (4) 有効幅員 9.250 m
- (5) 設計荷重 B活荷重
- (6) 施工種別 完成4車線施工（暫定2車線供用済）

(2) 上部工

本設計は次に示すとおり行うものとする。

橋梁名	構造物種別	橋長 (m)	斜角	曲線	非対称形	将来の 拡幅考慮	類似構造 物区分
丹尾高架橋	鋼4径間連続鈑桁橋	212.0m	90	無	無	無	A
滝高架橋	鋼2径間連続鈑桁橋	84.0m	90	有	無	無	A
滝台橋	鋼単純箱桁橋	42.6m	65	有	無	無	A
酒蔵高架橋	PRC8径間連続箱桁橋	288.0m	90	無	無	無	A
戸田高架橋	鋼7径間連続鈑桁橋	319.0m	90	無	非対称形 (I)	無	A

(3) 下部工

本設計は次に示すとおり行うものとする。

橋梁名等	構造物種別	高さ (m)	斜角 (°)	非対称 形	将来の 拡幅考慮	類似構造 物区分	備考
丹尾高架橋 A 1	逆T式橋台	12.0m	90°	無	無	A	既設橋 台補強
丹尾高架橋 A 2	逆T式橋台	12.0m	90°	無	無	C	既設橋 台補強
丹尾高架橋 P 3	柱式橋脚（張出 有）	29.0m	—	無	無	A	
丹尾高架橋 P 1、P 2	柱式橋脚（張出 有）	20.7m 25.7m	—	無	無	B	
滝高架橋 A 1	逆T式橋台	10.5m	90°	無	無	A	既設橋 台補強
滝高架橋 A 2	逆T式橋台	8.5m	90°	無	無	B	既設橋 台補強
滝高架橋 P 1	柱式橋脚（張出 有）	12.9m	—	無	無	A	

橋梁名等	構造物種別	高さ (m)	斜角 (°)	非対称 形	将来の 拡張考慮	類似構造 物区分	備考
滝台橋 A 1	柱式橋脚（張 出有）	15.0m	65°	無	無	A	既設橋 台補強
滝台橋 A 2	柱式橋脚（張 出有）	15.0m	66°	無	無	C	既設橋 台補強
酒蔵高架橋 A 1	逆T式橋台	11.0m	—	無	無	A	既設橋 台補強
酒蔵高架橋 A 2	逆T式橋台	10.0m	—	無	無	B	既設橋 台補強
酒蔵高架橋 P 5	柱式橋脚（張 出有）	16.4m	—	無	無	A	
酒蔵高架橋 P 1、P 2	柱式橋脚（張 出有）	12.9m 13.9m	—	無	無	B	
酒蔵高架橋 P 3、P 4、P 6、P 7	柱式橋脚（張 出有）	15.9m 16.4m	—	無	無	C	
戸田高架橋 A 1	逆T式橋台	12.0m	90°	無	無	A	既設橋 台補強
戸田高架橋 A 2	逆T式橋台	12.0m	90°	無	無	C	既設橋 台補強
戸田高架橋 P 4	柱式橋脚（張 出有）	23.4m	—	無	無	A	
戸田高架橋 P 1、P 2、P 5	柱式橋脚（張 出有）	17.7m～ 21.8m	—	無	無	B	
戸田高架橋 P 3、P 6	柱式橋脚（張 出有）	19.9m 21.5m	—	無	無	C	

（４）基礎工

本設計は次に示すとおり行うものとする。

橋梁名等	構造物種別
丹尾高架橋 P 1～P 3	鋼管ソイルセメント杭
滝高架橋 P 1	大口径深礎杭
酒蔵高架橋 P 1～P 7	鋼管ソイルセメント杭
戸田高架橋 P 1～P 6	鋼管ソイルセメント杭

（５）仮設構造物

本設計は次に示すとおり行うものとする。

橋梁名等	構造物種別
酒蔵高架橋 P 3、P 7	土留工（深さ 8m 未満）
戸田高架橋 P 4、P 5、P 6	土留工（深さ 8m 以上）

(6) 動的解析

本設計では次に示すとおり耐震安全性を照査する目的で動的解析を行うものとする。動的解析は非線形性を考慮した時刻歴応答解析によるものとする。

橋梁等名	上部工形式	径間数	支承形式	橋脚形式
丹尾高架橋 A1～A2	鋼4径間連続鈑桁橋	4径間	支承	柱式橋脚（張出有）
酒蔵高架橋 A1～A2	PRC8径間連続箱桁橋	8径間	支承	柱式橋脚（張出有）
戸田高架橋 A1～A2	鋼7径間連続鈑桁橋	7径間	支承	柱式橋脚（張出有）

2-3-3 橋梁概略形式検討

橋梁概略形式検討における検討項目は次に示すとおりとする。

橋梁等名	検討項目
丹尾高架橋	架設計画及び施工方法の選定に伴う上部工構造形式及びスパン割の比較検討
滝高架橋	架設計画及び施工方法の選定に伴う上部工構造形式及びスパン割の比較検討
滝台橋	架設計画及び施工方法の選定に伴う上部工構造形式及びスパン割の比較検討
酒蔵高架橋	架設計画及び施工方法の選定に伴う上部工構造形式及びスパン割の比較検討
戸田高架橋	架設計画及び施工方法の選定に伴う上部工構造形式及びスパン割の比較検討

2-4 設計打合せ

打合せ回数は、業務内容確認検査及び完了検査を含め7回とする。当初の打合せは現地踏査に行い、打合せの検測数量は1式とする。監督員が打合せ回数の追加を指示した場合や業務の追加、変更に伴い打合せを追加する必要がある場合の取扱いが監督員と受注者との協議の上決定するものとする。

打合せ場所は、東日本高速道路株式会社千葉工事事務所で行うものとする。ただし、打合せ場所の変更を監督員が指示した場合は、受注者はこれに従わなければならない。

2-5 交通費・宿泊費

技術業務直接人件費に関する、交通費・宿泊費には、打合せ及び現地踏査に必要な交通費・宿泊費を含むものとする。なお、業務に大幅な変更が生じた場合、交通費・宿泊費の増減に伴う費用については、別途監督員と協議するものとする。

また、Web会議システム等を活用して打合せを実施する場合の交通費・宿泊費についての取扱いは監督員と受注者との協議の上決定するものとする。

2-6 成果品

報告書の表紙は、赤色（色番号＃271）とし、黒文字製本とする。報告書の大きさはA4サイズとする。

第3章 補足事項

3-1 設計図書の変更および追加について

下記に示す事項については、現地状況等により変更または追加する可能性があるので、受注者は監督員と緊密な連絡を取るとともに、これについて監督員の指示があった場合は速やかにその指示に従うものとする。また、これに要する費用については、監督員と別途協議するものとする。

- ・既設基礎の補強設計の変更および追加となる場合がある。
- ・フォトモンタージュ作成を追加する場合がある。
- ・仮設構造物設計（土留工、仮橋工）を追加する場合がある。
- ・工事用道路設計を追加する場合がある。

3-2 遠隔立会

遠隔立会とは、遠隔立会実施要領（令和5年10月 東日本高速道路株式会社）に基づき、共通仕様書「1-23 検査及び立会い」に定める検査及び立会いについて、デジタル通信技術を活用し遠隔地からの確認、検査及び立会いの実施により、受注者及び発注者の調査等管理業務の効率化による生産性向上を図るものである。

遠隔立会の実施有無、実施項目、費用等については、調査着手前に監督員と協議し定めるものとする。